

芦屋市市民マナー条例推進計画

「概要版」



計画策定の目的

本市では、市民の皆様の安全や快適な生活環境を守るため、平成19年に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）を制定しました。本計画は、市民一人ひとりが市民マナー条例を再認識し、本条例を社会的なルールとして定着させ、市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために策定するものです。

計画の基本的な考え方と方向性

第4次芦屋市総合計画では、自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなかを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にする心を育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに『新しい暮らし文化』を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げています。

市民マナーの向上に向けた課題に対しても、一人ひとりがまちを愛し、他人を思いやることを心がけ、それを行動につなげていくことが必要であると考えられます。

そこで、本計画は、市民マナー条例のこれまでの取組を継承しながら、まちの環境美化にとどまらず、新たに人とのつながりやまちを大切にする心を育てるなどをコンセプトとした『心・人づくり』をめざし、「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念とします。

また、この基本理念の実現に向け、市民マナーの向上に向けた課題を解決していく方向性として4つの基本目標を設定します。

キーワードは
「知らせる」

基本目標1
美しい芦屋を守るために
「市民マナー条例」を
もっと周知しよう

キーワードは
「学ぶ」

基本目標2
マナーを守る美しい心を
子どもの頃から育もう

キーワードは
「行動する」

キーワードは
「行動する」

市民マナーについてのさまざまな情報を、多くの人が共有し、相互に関心を高めることができるよう、行政、学校、地域組織、関係団体、市内事業所などからの、あらゆる情報発信の機会を通して、「市民マナー条例」を周知し、市民マナーの向上に向け、迷惑行為の禁止や環境美化及び市民マナーの向上についての啓発を徹底します。



各自治会やボランティア団体と行政の連絡を密にし、市民マナーの向上に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を進めます。また、地域活動へ参加することは、自らのまちを愛する心が醸成されるとともに、行政や地域からの情報を受けやすいことからも、さまざまな年代に応じた地域活動への参加を促す機会づくりを進めます。



基本目標3
市民マナー条例の推進に向けた
市・市民・事業者の一体的な
取組を強化しよう

キーワードは
「つなぐ」

芦屋市では、「命の尊重」や「思いやりの心」など、人間としてよりよく生きるために基本的な心構えや行動の大切さ、物事の良し悪しを自分で考え判断して行動できる力など、「豊かな人間力」を育む取組を進めています。

これらの取り組みを踏まえ、芦屋の環境や芦屋に住む人のことを思いやることで、ごみを捨てる人から、ごみを拾う人になるよう、家庭や地域と連携・協力して子どもたちの環境美化やマナー意識の醸成を図ります。

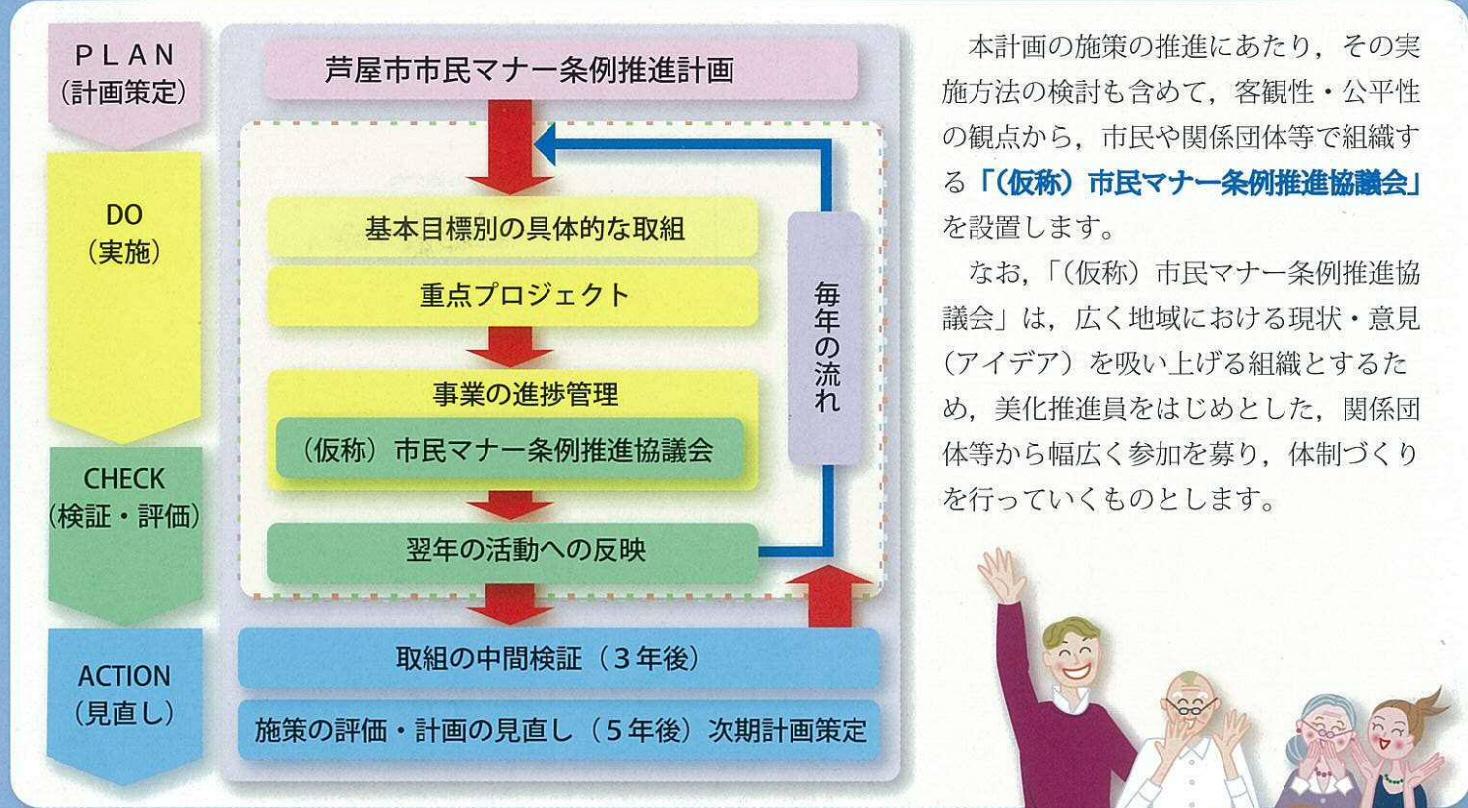


市民一人ひとりがきれいなまち・快適なまちとなるよう常にチェックし、市民マナー条例に規定される迷惑行為がしづらい環境をつくります。そのためにも、現在地域で活動している個人や団体をPRするとともに、連携し、つながる仕組みをつくり、それぞれの活動が活性化されるようにします。



基本目標4
市民マナーの向上に向け、
継続的に取り組む仕組みを創ろう

計画の推進体制



「市民マナー条例」を知っていますか？

次の行為は、市民マナー条例で禁止されていますのでやめましょう。

【市内全域の公共の場所等では・・・】

- ・歩行中や自転車に乗車中の喫煙
 - ・たばこの吸殻や空き缶などの投げ捨て
 - ・飼い犬の放し飼いやふんの放置
 - ・夜間（午後9時から翌朝午前6時まで）の花火
 - ・落書き（他人が所有する建築物等への落書きも含みます）

【特定の場所では・・・】

- ・市内鉄道4駅（阪神芦屋駅・阪神打出駅・JR芦屋駅・阪急芦屋川駅）周辺の喫煙指定場所以外の喫煙禁止区域での喫煙
 - ・花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）での花火
 - ・芦屋川流域と芦屋キャナルパーク南北護岸でのバーベキュー等
 - ・芦屋キャナルパーク水路において午後6時から翌朝午前8時までのプレジャーボート等の航行



表紙の挿絵

「きれいなまち きれいなこころ」	岩園小学校 2年
「フンは持って帰ろう」	潮見小学校 5年
「近いよ！やめて！歩きタバコ」	精道小学校 4年

梨本 唯奈さん の作品
小岸 恭さん の作品
松井 美紀さん の作品

芦屋市市民マナー条例推進計画 概要版
平成 26 年 3 月

発行 芦屋市
編集 芦屋市市民生活部環境課
〒659-8501
芦屋市精道町7番6号
TEL:0797-38-2050
ホーリーページ <http://>